第１号様式（第８条関係）

|  |
| --- |
| 京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付申請書 |
| （宛先）京都市長 | 令和　　年　　月　　日 |
| 申請者の住所（〒　　　－　　　　） | 申請者の氏名（電話：　　　－　　　　－　　　　） |
|  |
| 京都市空き家等の活用・流通（敷地活用）補助金交付要綱第８条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。 |
| 補助対象空き家の概要 | 所在 | ※建物の登記事項証明書の表題部の「所在」欄から転記してください。京都市　　　区 |
| 家屋番号 | ※建物の登記事項証明書の表題部の「家屋番号」欄から転記してください。 |
| 建築年 | □ 明治　□ 大正　□ 昭和　　　　年 |
| 形態 | □ 一戸建て　　□ その他（　　　　　　　）□ 長屋建て（申請住戸の数　　戸／全　　戸） |
| 添付書類 | 別紙のとおり　　※裏面「添付書類チェックリスト（１）」参照 |
| 補助事業実施予定期間 | 自（解体除却工事着手） | 令和　　年　　月　　日 |
| 至（跡地の活用・流通） | 令和　　年　　月　　日 |
| 解体除却工事を行う事業者 | 別紙（許可書又は登録書の写し）のとおり（担当者：　　　　　　電話：　　　－　　　　－　　　　） |
| （京都市内に本店又は主たる事務所を置く事業者でない場合はその理由） |
| 解体除却後の敷地の状況 | 補助対象空き家の一部又はこれに附属する門、塀等の残置物の有無□ なし　　□ あり　残置物：　　　　 残置理由： |
| 見積書の金額 | 金　　　　　　　　　円（税抜き） |
| 解体除却に伴い隣接等する土地との一体利用※ | □ する　　一体利用する（又は合筆した）土地の所在　　　　　 京都市　　　区 |
|  | 添付書類 | 別紙のとおり　　※別紙「添付書類チェックリスト（２）」参照 |
| □ しない |
| ※　補助対象空き家の土地の所有者とそれに隣接等する土地の所有者とが異なっていたものが、所有権移転によりそれらの土地を同一の者が所有することとなり、一体の土地として利用され、又はそれらの土地が１筆の土地に合筆されるもの。 |
| 解体除却後の跡地の利活用方法 | □ 売却　　　□ 土地所有者に返却□ 自己利用（利用方法：　　　　　　　　　　　　　　　　）□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 備考 |  |

※　該当する□にレ印を記入してください。　　　　　　　　　　　（裏面に続く）

|  |
| --- |
| 添付書類チェックリスト（１） |
| □ | ① 補助対象空き家の付近見取図（縮尺1,500分の１程度の住宅地図 等）※補助対象空き家を図示したもの |
| □ | ② 補助対象空き家の現況写真（２か月以内に撮影したもの）※　Ａ４サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載したもの※　解体除却後に残置する物がある場合は、当該残置物の現況写真も提出してください。 |
| □ | ③ 補助対象空き家に居住・使用していないことが確認できる書類の写し（所有者の住民票 など） |
| □ | ＜④－１ 補助対象空き家の建物の登記がされている場合＞□ 補助対象空き家の建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※の写し　　　□ 補助対象空き家が建てられた時期が確認できる（確認できない場合は、建物の閉鎖事項証明書その他建てられた時期が確認できる書類を添付（下記❸も参照））※　３か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可※　１筆の土地に別々に登記記録が作成された建物（区分して登記記録が作成された区分建物を含む。）が２以上存する場合であって、そのうちの１つが補助対象空き家である場合は、全ての建物の登記事項証明書（全部事項証明書） |
| ＜④－２ 補助対象空き家の建物の登記がされていない場合＞補助対象空き家の❶所有者、❷床面積、❸建てられた時期が確認できる書類の写し□ ❶所有者（家屋の固定資産評価証明書（共有名義の場合は共有者氏名表）など）□ ❷床面積（家屋の固定資産評価証明書（家屋明細書）など）□ ❸建てられた時期（家屋の固定資産税の課税開始時期が確認できる書類など）※　❶、❷は３か月以内に発行されたもの |
| □ | ⑤ 補助対象空き家が存する土地の登記事項証明書（全部事項証明書）の写し※　３か月以内に発行されたもの。登記情報提供サービスから印刷したものは不可※　補助対象空き家が複数の土地にまたがって建っている場合は、その全ての土地の登記事項証明書（全部事項証明書） |
| □ | ⑥ 解体除却する事業者の工事見積書（内訳明細が記載されたもの）の写し※　宛名は申請者名で、見積書内に解体除却する空き家の所在地が記載されているもの |
| □ | ⑦ 解体除却する事業者の建設業許可又は解体工事業の登録の写し |
| □ | ⑧ 誓約書兼同意書（第２号様式） |
| □ | ⑨ 申請者の本人確認書類の写し（顔写真付き１点 又は 顔写真なし２点） |
| 該当する場合のみ添付 | **＜土地の登記面積が50㎡超の場合（隣接等する土地との一体利用のために合筆した場合は除く。）＞** |
|  | □ | （要綱第３条第１号アに該当する場合）道路後退部分、私道部分、路地状敷地の路地状部分等を除いた部分の土地面積が50㎡以下であることを示した図及び写真（Ａ４サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載） |
| □ | （要綱第３条第１号イに該当する場合）当該土地の地域等における建蔽率が分かる書類の写し |
| □ | 建築基準法に規定する敷地面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であることを示した図及び写真（Ａ４サイズの用紙に貼付又は印刷し、撮影日を記載）（□ 土地の登記面積が建蔽率に応じて要綱の別表に定める面積以下であるため添付を省略） |
| **＜建物の登記事項証明書（全部事項証明書）に記載された所有者の住所と現住所に相違がある場合＞** |
|  | □ | 住民票又は転送された郵便物（旧住所の記載がある書類）の写し※　③の住民票で確認できる場合は不要。添付できない場合は誓約書（第12号様式）を添付 |
| **＜補助対象空き家の所有権を複数の者で共有している場合＞** |
|  | □ | 申請者以外の所有者全員の同意書の写し（任意様式（参考様式１）） |
| **＜相続による補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合＞** |
|  | □ | 所有者（被相続人）が死亡していること及び法定相続人が確認できる書類の写し（例：法務局で交付を受けた法定相続情報一覧図の写し など） |
|  | □ | 法定相続人が複数いる場合は、申請者以外の法定相続人全員の同意書の写し（任意様式（参考様式２）） |
| **＜売買契約後の補助対象空き家の所有権移転が未登記の場合＞** |
|  | □ | 売買契約書（全ページ）の写し |
|  | □ | 売買契約金額を支払った領収書（分割払いの場合は全額分）の写し |
| **＜補助対象空き家の建物に所有権以外の権利が設定されている場合＞** |
|  | □ | 所有権以外の権利者の同意書の写し（任意様式（参考様式３）） |
| **＜長屋建て住宅の全住戸のうち一部の住戸を解体除却する場合＞** |
|  | □ | 他の住戸の所有者が確認できる書類の写し（例：各住戸の建物の登記事項証明書） |
|  | □ | 他の全ての住戸の所有者の同意書の写し（任意様式（参考様式４）） |
| **＜補助対象空き家の所有者と補助対象空き家が存する土地の所有者とが異なる場合＞** |
|  | □ | 土地所有者の同意書の写し（任意様式（参考様式５））※土地所有者が申請者である場合は不要 |
| **＜補助対象空き家が存する土地の所有者が申請する場合＞** |
|  | □ | 補助対象空き家の所有者が不存在で民事執行法第171条の代替執行の決定を得たことを証する書類の写し |
| **＜民法の規定による財産の管理人等、補助対象空き家を処分する権限を有する者が申請する場合＞** |
|  | □ | 補助対象空き家を処分する権限を有することを証する書類の写し |
| **＜申請手続等を申請者以外の者に代行させる場合＞** |
| ※　添付した書類の□には、レ印を記入してください。※　上記のほかにも、書類の提出を求めることがあります。 | □ | 委任状（第14号様式）及び受任者の本人確認書類の写し※受任者が法人の担当者の場合は、当該法人の従業員であることが確認できる書類の写しも併せて添付 |